

水害に対する 抜本的な対策は?

(無会派)

問

9月2日の台風12号により市内各地では床上・床下浸水などの被害があつたが、幸いにも人的被害はなかつたようである。これは平成16年の台風災害の教訓から、災害時の対応について日頃から備えていた結果であり、地域や公的機関あるいは企業との協力により事前に回避できる危険に対応するなど、市における、この7年間の防災意識高揚への取組が被害を少なくすることに大きく役立つていている。

しかし、市民の安全な暮らしを守るために、これからは水害対策を考えると、耕作放棄地の解消による水田の増加、計画的な河川改修による遊水機能の回復、住宅地の用排水路の充実などが求められていると思う。また、河川の管理権限などがさまざまな団体にわたる問題であるだけに、国や県、関係諸団体などとの連携が必要だと思われるが、市の今後の対応策について問う。

答

水害の発生には、地形や気象条件などの要因はあるが、浸水被害の解消、軽減は行政の急務であると考えている。

平成18年には、過去の台風や集中豪雨による被害を取りまとめ、関係各課、消防などで構成された総合治水対策検討ワーキンググループにおいて、浸水被害の解消を図るために対策の検討を行い、総合治水対策検討報告書を作成したところである。

報告書では、過去に床下浸水以上の浸水被害があつた75か所について原因を調査し、2級河川の整備、ポンプ場の建設や増設、排水場の整備など、必要な対策の検討を行つており、これに基づき整備計画を策定し、緊急度などを考慮して平成19年度より順に整備を行つてている。

また、未整備箇所については、必要に応じ臨時ポンプを事前に設置して対応するなど、災害に強いまちづくりを目指に、市



進む河川整備

児童虐待の現状と 市の取組は?

(自民クラブ)

問

他県では児童の置き去り事件が発生しており、全国的にも相談件数が増加傾向にある。かけがえのない命を守るため、学校や警察、医療機関など、地域全体の協力が何よりも大切であると考えるが、市の児童虐待の現状と市の今後の取組について問う。

答

本市における過去3年間の児童虐待に関する延べ相談件数及び虐待件数は、平成20年度が相談件数117件（うち虐待件数17件）、平成21年度が相談件数158件（うち虐待件数12件）、平成22年度が相談件数53件（うち虐待件数14件）となつており、相談件数は年度によつて差があるものの、実際に虐待として対応した件数は、10件台で推移している。

児童虐待への対応については、地域全体の協力が大切であり、児童相談所や警察署、医師会、民生児童委員、人権擁護委員、保健センターなどの関係機関で構成する協議会を設置し、関係機関が一体となつて児童虐待の未然防止、早期発見、発見時の対応など、虐待への円滑な支援を目指す取組を行つてている。

虐待が疑われる相談を受けた場合は、2名の家庭児童相談員を中心に、事実関係の確認を行ふ、民生児童委員や保育所などの関係者と連携して対応している。児童相談所や他の関係機関との連携が必要と判断されるケースは、定期的あるいは年に応じてケース検討会議を開催して状況の把握や情報交換を行つてている。

虐待を受けている児童の安全確保のため、緊急を要する場合は、一時保護を行うが、家庭での養育が困難な場合には、児童養護施設へ入所させる場合もある。また、保護者については、家庭児童相談員や民生児童委員による定期的な家庭訪問などにより、指導や支援を実施している。

今後とも保護の必要な児童への対策については、現在の取組を踏まえ、児童相談所や関係機関と、よりいつそうの連携を図り、職員一丸となつて児童虐待防止に努めていきたい。